

障がいのある人の 『移動』を支える 社会資源ガイドブック

令和8年4月更新

燕市障がい者自立支援協議会

移動支援専門部会

はじめに

燕市では、障害者総合支援法に基づき、地域の障がい福祉に関するシステムづくりを目指して関係機関が情報共有を行い、地域の課題解決に向けた話し合いを行う場として、『燕市障がい者自立支援協議会(以下、協議会)』が設置されています。

協議会の中には、障がいのある人の移動についての課題を調査・研究する『移動支援専門部会(以下、部会)』が附属されています。

本ガイドブックは、「燕市内でどういう制度・社会資源があるのか見えづらい」、「社会資源があることを知らない人も多くいるのではないか」という課題が見えたことから、部会でまとめたものです。

【本ガイドブックの使い方】


燕市内にある様々な社会資源を5つの『カテゴリー』に分け、『内容』や『活用場面』、『対象者』などの項目ごとに整理しました。社会資源によっては、項目が異なる場合もあります。詳しくはP2をご覧ください。

巻末には、各ページで紹介できなかった情報等を記載した資料も掲載しています。

ページの見方

※カテゴリー

※制度やサービスなどの社会資源の名前

内容	※簡単な紹介をしています。
活用場面	 <p>※5つの場면을例として挙げ、活用できそうな場面を紹介します。</p>
対象者	※対象と思われる人を紹介しています。
利用方法 申請先 など	※利用方法、申込先など、利用の際に役立つ情報を紹介しています。



※ポイントやお得情報などを紹介しています。

目次

●費用助成・割引

旅客鉄道運賃の割引……………	4ページ
旅客船運賃の割引・航空運賃の割引……	5ページ
バス運賃の割引……………	6ページ
ハイヤー・タクシー運賃の割引……………	7ページ
タクシー利用券・自動車燃料費助成……	8ページ
有料道路通行料金の割引……………	9ページ
福祉タクシー介護料金助成……………	10ページ
自動車税・軽自動車税の減免……………	11～12ページ
自動車運転免許取得費の助成……………	13ページ
身体障がい者用自動車改造費の助成……	14～15ページ
精神障がい者作業施設等通所経費助成……	16ページ

●支援・介助(障がい福祉サービス)

居宅介護(通院等介助) ……………	17ページ
同行援護……………	18ページ
行動援護……………	19ページ
移動支援……………	20ページ

●地域の支え合い

ファミリー・サポート・センター……………	21ページ
有償ボランティア活動事業『すけっとつばめ』…	22ページ

●移動手段

予約制乗合ワゴン車(おでかけきららん号) ……	23ページ
路線バス ……………	24ページ
循環バス(スワロー号、やひこ号)……	25ページ
鉄道……………	26ページ
福祉タクシー……………	27ページ

●その他

新潟県おもいやり駐車場制度……………	28ページ
駐車禁止除外指定車標章制度……………	29ページ
日常生活用具・補装具の支給……	30～31ページ

●資料集

燕市内の相談支援事業所……………	33ページ
身体障害者障害程度等級表……………	35～39ページ



費用助成・割引

旅客鉄道運賃の割引

内容	各旅客鉄道会社の鉄道、航路を利用する場合には、運賃が50%割引されます。				
活用場面	通学	通勤	通所	通院	余暇

対象者







対象者	乗車券種類	利用形態	割引となる人
第1種身体障害者 第1種知的障害者 第1種精神障害者	普通乗車券	単独で片道100kmを超えて利用する場合	本人
		介護者と共に利用する場合 (キロ数の制限はなし)	本人・介護者(1人)
	定期乗車券	介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人) ※小児定期乗車券は割引されません。 ※介護者は通勤定期乗車券に限ります。
	普通回数乗車券	介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人)
	普通急行券	介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人)
第2種身体障害者 第2種知的障害者 第2種精神障害者	普通乗車券	単独で片道100kmを超えて利用する場合	本人
	定期乗車券	12歳未満の小児が介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人) ※小児定期乗車券は割引されません ※介護者は通勤定期乗車券に限ります。
JRが指定する 福祉施設の入所者	普通乗車券	単独で利用する場合	本人
		介護者と共に利用する場合	本人・介護者(1人)

利用方法 申請先 など	購入方法は各旅客鉄道会社にお問い合わせください。 【問い合わせ】 JR東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600(8:00~21:00)
-------------------	--



費用助成・割引

旅客船運賃の割引 ・ 航空運賃の割引

内容	国内の旅客航路及び各航空会社が設定する定期航空路線の国内線を利用する場合に運賃が割引されます。
活用場面	    
対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳 所持者・療育手帳 所持者・精神障害者保健福祉手帳 所持者  
利用方法 申請先 など	購入方法や割引率など、船舶運航事業者及び航空会社によって異なる場合がありますので、各船舶運航事業者及び各航空会社にお問い合わせください。



費用助成・割引

バス運賃の割引

内容	国内の公共交通バスの運賃が割引されます。				
活用場面	通学	通勤	通所	通院	余暇

対象者

対象者	乗車券の種類	割引となる人		割引率
		本人	介護人	
第1種身体障害者手帳所持者(級別関係なし) 第2種身体障害者手帳所持者(1～3級) 第1種知的障害者 児童福祉施設の入所児	普通乗車券	○	○	50%
	定期乗車券	○	○	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
第2種身体障害者手帳所持者(4～6級) 第2種知的障害者	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	○	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	○	30%
精神障害者保健福祉手帳所持者 (本人の顔写真が貼付されたものに限る)	普通乗車券	○	×	50%
	定期乗車券	○	×	30%
	普通乗車券(12歳未満)	○	×	50%
	定期乗車券(12歳未満)	×	×	-

※高速バスについては各社にお問い合わせください。

利用方法 申請先 など	運賃支払い時または定期券購入時に、障害者手帳・割引証を提示してください。児童福祉施設入所児の場合、割引証は当該入所施設で発行されます。
-------------------	---



費用助成・割引



ハイヤー・タクシー運賃の割引

内容	県内のハイヤー・タクシーを利用する際に、運賃が1割引されます。
活用場面	    
対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳 所持者・療育手帳 所持者・精神障害者保健福祉手帳 所持者 
利用方法 申請先 など	料金を精算する際、ハイヤー・タクシーの乗務員に手帳を提示してください。 ※精神障害者保健福祉手帳については、一部の自動車運送事業者が実施していますので、各事業所にお問い合わせください。



費用助成・割引

タクシー利用券・自動車燃料費助成

内容	タクシー利用券または自動車燃料費助成のどちらか一方を選択できます。小型タクシーの基本料金から1割引後の金額を助成します(1枚500円)。
活用場面	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通学</div> <div style="background-color: green; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通勤</div> <div style="background-color: blue; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通所</div> <div style="background-color: yellow; color: black; padding: 10px; border-radius: 10px;">通院</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">余暇</div> </div>
対象者	<p>身体障害者手帳1級及び2級所持者 ⇒年30枚 身体障害者手帳3級及び療育手帳A所持者 ⇒年15枚 腎臓機能障害の身体障害者手帳を所持し、通院して人工透析を受けている人 ⇒年30枚(R8.4.1～)</p> <p>※10月1日から翌年3月31日までの期間に、申請した人は、交付枚数が上記の半分になります。(30枚→15枚、15枚→8枚) ※利用できるタクシー会社、給油所については、燕市社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> <div style="text-align: right;">   </div>
利用方法 申請先 など	<p>【申請先】 燕市社会福祉協議会 法人本部 ☎0256-78-7080 燕地区福祉の窓口(燕市老人福祉センター) 分水地区福祉の窓口(放課後等デイサービス事業所ぶんすい)</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳または療育手帳の原本 ・印鑑 ・自動車検査証(燃料費助成を申請する場合) ・通院して人工透析を受けていることが確認できる書類(※1) <p>(※1)腎臓機能障害の身体障害者手帳を所持し、通院して人工透析を受けている人のみ必要です。通院して人工透析を受けていることが確認できる書類とは、自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)、特定疾病療養受療証、領収書・診療明細書などです。</p>



障害者手帳の提示による『ハイヤー・タクシー運賃の割引(P7)』と合わせて、利用してね！



費用助成・割引

有料道路通行料金の割引

内容	国内の有料道路を通行する場合には、事前に申請することにより、通行料金が割引されます。 申請にあたり、対象者お1人につき、要件を満たす自動車1台を事前に登録いただけます。(ETC利用の場合は自動車の事前登録が必要です。)				
活用場面	通学	通勤	通所	通院	余暇

対象者

障がい者本人が運転	対象者	身体障害者手帳の交付を受けているすべての人
	対象になる車	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する車で、自家用のもの。(その他に車種要件あり)
障がい者本人が同乗し、介護者が運転	対象者	第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている人
	対象になる車	本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等(これらの人が自動車を所有していない場合は、障がい者本人を継続して日常的に介護している人)が所有する車で、自家用のもの。(その他に車種要件あり)

利用方法申請先など

窓口申請時に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳又は療育手帳 ・自動車検査証等 ・運転免許証又はマイナ免許証(障がい者本人が運転する場合) ※マイナ免許証を持参される場合は、ご自身のスマートフォンなどから「マイナポータル」あるいは「マイナ免許証読み取りアプリ」を用いて、免許情報を提示するか、または印刷したものを添付してください。 ・障がい者本人名義のETCカード(ETC利用の場合) ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書(ETC利用の場合) ※要件確認のため、別途書類等が必要な場合があります。	
利用方法	ETC利用しない場合	料金所で登録を受けた障害者手帳と通行券を係員に渡し、所定の料金をお支払いください。※障がい者手帳アプリ「ミライロID」の提示により、手帳の提示に代えることができます。(その場合も手帳は必ず携帯)
	ETC利用する場合	事前に登録したETCカードを、同じく登録した車載器に挿入してETCレーンを通行してください。(ETCを利用する場合でも障害者手帳は必ず携帯)
有効期間	新規・変更	手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日まで
	更新	手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日まで ※割引有効期限の2か月前より更新申請が可能です。

【申請先】 燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172



費用助成・割引

福祉タクシー介護料金助成

内容	福祉タクシーを利用した際に、ストレッチャー利用介護料金の1人分の半額を助成します。(※燕タクシーもしくは中央タクシーの利用に限る)
活用場面	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通学</div> <div style="background-color: green; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通勤</div> <div style="background-color: blue; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通所</div> <div style="background-color: yellow; color: black; padding: 10px; border-radius: 10px;">通院</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">余暇</div> </div>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護3以上の認定を受けている人 ②身体障害者手帳1級・2級 + 重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者 ③療育手帳A + 重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者
利用方法 申請先 など	<p>【申請先】燕市長寿福祉課 長寿福祉係 ☎0256-77-8175</p> <p>【申請時に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書(介護料金が記載されているもの) ・通帳の写し ・身体障害者手帳又は療育手帳の写し



費用助成・割引

自動車税・軽自動車税の減免

内容	障がい者一人につき一台まで、納期限まで(軽自動車税は納期限前7日まで)に各窓口で手続きをすることにより、自動車税等が減免されます。なお、新たに取得する自動車については、登録時に手続きを行ってください。				
活用場面	通学	通勤	通所	通院	余暇

対象者

障害内容		障がい者本人が運転	家族(同一生計者)・介護者が運転	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～4級		
	聴覚障害	2級・3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声・言語・そしゃく機能障害	3級(喉頭摘出に限る)		
	上肢不自由	1級・2級		
	下肢不自由	1級～6級(7級が2以上ある場合も対象)	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	内部機能障害	1級・3級(免疫・肝臓機能障害は1級～3級)		
療育手帳	-	A		
精神障害者保健福祉手帳	-	1級(精神通院に係る公的医療費助成の受給者証が交付されている人。交付を受けていない場合は、医師の通院証明証を添付)		

- ※等級などの詳細については、P35～39参照。
- ※家族運転・介護者運転の場合、利用目的に制限あり。
- ※対象者の要件など、詳しくは窓口にお問い合わせください。



【申請先】

既に自動車をお持ちの人

- ・自動車税 ⇒新潟地域振興局県税部三条収税課 ☎0256-36-2212
- ・軽自動車税 ⇒税務課 市民税2係 ☎0256-77-8144

新たに自動車を取得される人

自動車税、軽自動車税

- ・新潟ナンバー ⇒(一財)新潟県自動車標板協会 ☎025-283-2279
- ・長岡上越ナンバー⇒(一財)長岡自動車協会 ☎0258-22-1134

【申請に必要なもの】

- ・※**同一生計証明書又は常時介護証明書(必要な場合のみ)**
- ・通院、通学、通勤等の利用状況を証する書類(利用日数及び期間が明記されており学校長・医師等が証明したもの。本人運転の場合は不要。)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- ・運転する人の運転免許証又はマイナ免許証(※)
- ・納税義務者のマイナンバーカード又は通知カード
- ・自動車検査証(電子車検証の場合は併せて「自動車検査証記録事項」の提示も必要です。)
- ・印鑑(不要の場合があります。)
- ・精神通院に係る公的医療費助成の受給者証(精神障がい者のみ必要)
- ・納税通知書(軽自動車税の場合のみ必要。ただし、5月15日発送以前に申請される場合は必要ありません。)
- ・抹消登録の登録識別情報等通知書の写し(既に減免を受けている自動車をお持ちの場合)

※**同一生計証明書・常時介護証明書の発行**

【申請先】

身体障がい者、知的障がい者⇒燕市福祉事務所 (社会福祉課 障がい福祉係)

☎0256-77-8172

精神障がい者⇒三条地域振興局健康福祉環境部地域保健課 ☎0256-36-2363

【申請時に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・運転する人の運転免許証又はマイナ免許証(※)
- ・自動車検査証
- ・印鑑
- ・通院、通学、通勤等の利用状況を証する書類
- ・(精神障がい者の申請のみ)住民票謄本(世帯全員が記載されたもの)

(※)マイナ免許証を持参される場合は、ご自身のスマートフォンなどから「マイナポータル」あるいは「マイナ免許証読み取りアプリ」を用いて免許情報を提示してください。



費用助成・割引

自動車運転免許取得費の助成

内容	<p>身体障がい者の社会参加の促進を図るため、第1種普通自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。<u>入校の前に申請が必要です。</u></p> <p>《助成額》 免許取得に直接要した費用の3分の2(上限10万円)</p>
活用場面	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通学</div> <div style="background-color: green; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通勤</div> <div style="background-color: blue; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通所</div> <div style="background-color: yellow; color: black; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通院</div> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">余暇</div> </div>
対象者	<p>身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている人で、免許取得により社会活動への参加に効果があると認められる人</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>
利用方法 申請先 など	<p>【申請先】燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172</p> <p>【申請時に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し ・印鑑 <p>【流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①窓口申請 ※入校の前に申請が必要 ②『身体障がい者自動車運転免許取得費助成決定通知書』を受領後、自動車学校に入校 ③運転免許取得 ④窓口へ届出・請求 ※必要書類を揃えて提出



費用助成・割引

身体障がい者用自動車改造費の助成

内容	身体障がい者が就労等に伴い自動車を改造する場合や、自ら運転できない重度の身体障がい者本人又は同一生計の者が改造された自動車を購入する場合に、その経費の一部を補助します(※所得制限あり)。購入の前に申請が必要です。				
活用場面	通学	通勤	通所	通院	余暇

対象者

区分	本人が運転する場合	介護者が運転する場合	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢、下肢、体幹不自由の身体障害者手帳2級以上の交付を受けている人 ・身体障害者手帳の交付を受けている人で、運転免許証に自動車改造の要件が記載されている人 	身体障害者手帳2級以上の交付を受けており、自ら自動車を運転することができない車いす利用の人がいる世帯	
所有者	本人のみ	本人または障がい者と生計を一にする人	
対象となる経費	自動車の操行装置及び駆動装置等に係る改造に要する経費(税抜)	改造の場合	自動車の移乗装置の改造に係る経費(税抜)
		移乗装置を備えた自動車購入の場合	改造車両本体価格と同種の標準型車両本体価格の差額(税抜)
助成額	改造に要した費用(上限10万円)	所得税課税世帯	改造に要した費用(上限60万円)の1/2
		所得税非課税世帯	改造に要した費用(上限60万円)の2/3




利用方法 申請先 など	<p>【申請先】燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172</p> <p>【申請時に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳・印鑑・自動車検査証(改造の場合のみ)・運転免許証又はマイナ免許証(障がい者本人が運転する場合) ※マイナ免許証を持参される場合は、ご自身のスマートフォンなどから「マイナポータル」あるいは「マイナ免許証読み取りアプリ」を用いて免許情報を提示するか、または印刷したものを添付してください。・改造費見積書 ※購入の場合は、改造車両の購入見積書と同種の標準型車両の購入見積書が必要です。・カタログ・マイナンバーカード又は通知カード ※本人(18歳未満は保護者)以外が代理で申請する場合は、委任状と代理人の身元確認書類が必要です。
-------------------	---



費用助成・割引


精神障がい者作業施設等通所経費助成

内容	<p>障がい福祉サービスのうち、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に通所する精神障がいのある人に対して、通所にかかる費用を助成します。申請は通所状況を3か月ごとにまとめ、作業訓練施設長の証明が必要です。</p> <p>【対象経費】 居住地から作業訓練施設等までの通所距離が往復2km以上あり、下記のどちらかで通所した場合</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通機関の運賃 → 支払運賃の全額・自家用自動車又は原動機付自転車の燃料費 ⇒ 往復通所距離に1km当たり10円を乗じ通所した日数で算出
活用場面	
対象者	<p>次の①～③のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none">①精神障害者保健福祉手帳の所持者②自立支援医療(精神通院)の受給者③医師の診断により、精神障がい者と診断された者 <p>※身体障害者手帳又は療育手帳を所持している場合は対象外。</p>
利用方法 申請先 など	<p>【問い合わせ】燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172</p>



支援・介助(障がい福祉サービス)

居宅介護(通院等介助)

内容	病院や診療所への定期通院や、公的手続または相談のために官公署を訪れる場合の外出支援を行います。通院、訪問に伴う屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います。
活用場面	
対象者	①身体・知的・精神の障がいのある人 ②難病患者等で、日常生活を営むのに支障がある人 ※利用にあたっては、認定調査等で支援の必要性が認められた人に限ります。
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所(P33参照)もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係(☎0256-77-8172)にお問い合わせください。





車両での移送をするサービスではなく、公共交通機関等での移動に付き添ってくれるサービスだよ！



支援・介助(障がい福祉サービス)

同行援護

内容	視覚障がい者向けの外出支援サービスです。 一人での外出が困難な視覚障がい者に対して、外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な視覚的情報の提供や、移動の援護等、外出時に必要な援助を行います。必要に応じて、代筆や代読なども行います。
活用場面	 
対象者	視覚、視野障がい、夜盲の障がいのある人 ※利用にあたっては、認定調査等で支援の必要性が認められた人に限ります。
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所(P33参照)もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係(☎0256-77-8172)にお問い合わせください。





安全に外出できるよう、ヘルパーさんがサポートしてくれるよ！



支援・介助(障がい福祉サービス)

行動援護

内容	知的障がいや精神障がいにより、自分一人で行動することが著しく困難であって、常時介護を必要とする人への外出支援サービスです。主に、外出時の危険回避、外出前後の着替えや移動中の介護、排せつや食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
活用場面	 
対象者	知的・精神の障がいのある人で障害支援区分3以上であって、行動上著しい困難を有する人 ※利用にあたっては、認定調査等で支援の必要性が認められた人に限ります。
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所(P33参照)もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係(☎0256-77-8172)にお問い合わせください。



介護認定を受けている人も、介護保険サービスと併用して利用できるよ！



支援・介助(障がい福祉サービス)

移動支援

内容	屋外での移動が困難な人が外出する際に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において必要な支援を行います。 買い物などの社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等のための外出も支援の対象です。 ※通学・通所での利用には要件があります。
活用場面	
対象者	①身体・知的・精神の障がいのある人 ②難病患者等で、日常生活を営むのに支障がある人
利用方法 申請先 など	障がい福祉サービスを利用するには、事前の申請など手続きが必要になります。 詳しい内容は、市内の相談支援事業所(P33参照)もしくは燕市社会福祉課 障がい福祉係(☎0256-77-8172)にお問い合わせください。




映画を観に行く、スポーツをするために体育施設へ行くなどの『余暇活動のための外出』を、ヘルパーさんがサポートしてくれるよ！



地域の支え合い




ファミリー・サポート・センター

<p>内容</p>	<p>子育ての援助をしてほしい人、子育ての援助をしたい人が、互いに助けたり、助けられたりして子育ての相互援助活動を会員登録制で行います。 例えば、保育園への送迎やその前後の預かり、学校放課後または学童保育の迎えや預かり、保護者の病気や急用の場合の預かりなどを行います。</p>
<p>活用場面</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通学</div> <div style="background-color: #003366; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通所</div> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">余暇</div> </div>
<p>対象者</p>	<p>【依頼会員】 燕市在住の0歳～おおむね12歳までのお子さんをお持ちの人 ※障がいの程度や心身の状況によっては、地域の提供会員では対応できない場合があります。</p> <p>【提供会員】 燕市在住の心身ともに健康な20歳以上の人</p> <div style="text-align: right;">  </div>
<p>利用方法 申請先 など</p>	<p>【利用方法など】 別紙チラシ 参照 https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/kodomoseisaku/1/5/925.htm !</p> <p>【問い合わせ】 燕市ファミリー・サポート・センター ☎0256-77-8550 (燕市子育て総合支援センター「すくすく」内)</p>



地域の支え合い


有償ボランティア活動事業『すけっとつばめ』

内容	<p>暮らしのなかでちょっとした困りごとのある人(利用者)とちょっとしたことをお手伝いできる人(協力者)のご近所同士が会員となり、有償で助け合う活動を通じた、お互いさまの気持ちで支え合う地域づくりをめざしています。</p> <p>【活動例】 ・送迎支援(買い物や通院の付き添い等)</p>
活用場面	<p style="text-align: right;"> </p>
対象者	<p>・利用会員: 日常生活において、困りごとがある燕市内在住の高齢者、障がいのある人 等 ※障がいの程度や心身の状況によっては、地域の協力会員では対応できない場合があります。</p> <p>・協力会員: 「地域の役に立ちたい」「困っている人を助けたい」という18歳以上の人</p> 
利用方法 申請先 など	<p>【利用方法など】 燕市社会福祉協議会ホームページ 参照 https://tbm-swc.jp/participation/#payment</p> <p>【問い合わせ】 社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 ☎:0256-78-7866 e-mail:chiiki@tbm-swc.jp</p>



移動手段

予約制乗合ワゴン車(おでかけきららん号)

内容	電話で予約をして、自宅や出先から、燕市及び弥彦村内の希望する目的地まで行くことができる乗合ワゴン車を運行しています。
活用場面	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通学</div> <div style="background-color: green; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通勤</div> <div style="background-color: blue; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通所</div> <div style="background-color: yellow; color: black; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通院</div> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">余暇</div> </div>
対象者	どなたでも (お一人で乗車できない人は、介添え人をお連れ下さい。) ※車両の都合上、車椅子での乗車はできません。
利用方法 申請先 など	<p>【運行日】月曜日～金曜日 ※土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休です。</p> <p>【運行時間】午前7時便～午後5時便(午後1時便は除く)</p> <p>【運行エリア】別紙チラシ参照</p> <p>【料金】大人(中学生以上)300円、小学生100円 未就学児は無料。</p> <p>【予約受付】おでかけきららん号予約センター ☎0256-77-7888</p> <div style="text-align: right;"></div> <p>【受付時間】 月曜日～金曜日(午前7時45分～午後4時) ※土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休です。 ※原則エリア間をまたぐ運行はいたしません。エリア間の移動をする場合は、乗継ターミナルにて、一度乗り継ぐ必要があります。</p> <p>【問い合わせ】 燕市都市計画課 都市計画係 ☎0256-77-8263 おでかけきららん号予約センター ☎0256-77-7888</p> <p>https://www.city.tsubame.niigata.jp/material/files/group/18/20231101_kirarangou_tirashi.pdf</p>





通院や買い物への移動で利用する人が多いよ！
お得な回数券が販売されているよ！11枚綴3,000円(中学生以上)！



移動手段

路線バス

内容	越後交通株式会社と新潟交通観光バス株式会社の2社が、合わせて11路線を運行しています。燕三条駅及び燕駅を拠点に、三条市方面、新潟市方面、長岡市方面へと複数市域を運行しています。
活用場面	    
対象者	どなたでも ※車椅子の人は、事前にバス会社へ連絡することをおすすめします。
利用方法 申請先 など	<p>【越後交通株式会社】 三条営業所 ☎0256-38-2215  越後交通株式会社ホームページ→</p> <p>【新潟交通観光バス株式会社】 本社営業所 ☎025-271-1155  新潟交通観光バス株式会社ホームページ→</p>










障害者手帳による割引を活用すると、お得に乗れるよ！詳しくは、P6『バス運賃の割引』を見てね！



移動手段

循環バス(スワロー号、やひこ号)

内容	燕・吉田・分水地区を結ぶ循環バス「スワロー号」と、弥彦村と燕市を結ぶ「やひこ号」が運行されています。
活用場面	    
対象者	どなたでも ※車両の都合上、車椅子での乗車はできません。
利用方法 申請先 など	<p>【料 金】100円 ※小学生以下無料 【運行日】月曜日～金曜日 ※土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は運休です。 【運 行】停留所・時刻表など⇒別紙参照</p> <p>燕市ホームページ スワロー号→ https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/toshi_seibi/3/6/720.html</p>  <p>燕市ホームページ やひこ号→ https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/toshi_seibi/3/6/9066.html</p>  <p>【問い合わせ】燕市都市計画課 都市計画係 ☎0256-77-8263</p>



移動手段

鉄道

内容	上越新幹線の燕三条駅があり、東京駅と新潟駅間を運行しています。在来線は、東西にJR弥彦線、南北にJR越後線が通っています。
活用場面	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通学</div> <div style="background-color: green; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通勤</div> <div style="background-color: blue; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">通所</div> <div style="background-color: yellow; color: black; padding: 10px; border-radius: 10px;">通院</div> <div style="background-color: red; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px;">余暇</div> </div>
対象者	どなたでも ※車椅子の人は、事前に鉄道会社へ連絡しておくこと、対応がスムーズです。なお、事前連絡は必須ではありません。
利用方法 申請先 など	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div data-bbox="307 1259 756 1425"> <p>【JR東日本】 ☎050-2016-1600 JR東日本ホームページ→</p> </div> <div data-bbox="802 1342 916 1458"> </div> <div data-bbox="982 1164 1348 1495"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="307 1529 935 1645"> <p>【JR東日本 新潟支社】 JR東日本 新潟支社ホームページ→</p> </div> <div data-bbox="982 1541 1102 1657"> </div> </div>








障害者手帳による割引を活用できるよ！詳しくは、P4『旅客鉄道運賃の割引』を見てね！



移動手段

福祉タクシー

内容	福祉タクシーとは、福祉車両を使って、体の不自由な人の外出や移動を支援するサービスです。
活用場面	    
対象者	通常のタクシーでは移動することが困難な人 ※介護保険や福祉タクシー介護料金助成などを活用する場合は、事前に確認が必要になります。
利用方法 申請先 など	ストレッチャーを有する燕市内のタクシー会社 ①中央タクシー(道金663) ☎0256-63-4702 ②燕タクシー(秋葉町3-20-15) ☎0256-62-6101 燕市内の個人福祉タクシー事業者 ①あすなろ介護タクシー(笈ヶ島2013) ☎0256-97-6600 ②介護タクシーKBライナー(吉田大保町12-15) ☎080-9535-6357 ※介護料金は、各タクシー会社で決定しています






P10『福祉タクシー介護料金助成』を確認してね！



その他

新潟県おもいやり駐車場制度

<p>内容</p>	<p>身体に障がいなどがあり、歩行が困難な人が、ショッピングセンターなどの専用駐車スペースに駐車できます。</p>
<p>活用場面</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通学</div> <div style="background-color: green; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通勤</div> <div style="background-color: blue; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通所</div> <div style="background-color: yellow; color: black; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">通院</div> <div style="background-color: red; color: white; border-radius: 15px; padding: 10px 20px; text-align: center;">余暇</div> </div>
<p>対象者</p>	<p>下記のいずれかに該当する歩行が困難な人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者(種類・等級の制限あり) ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者 ・特定疾患医療受給者及び特定医療費受給者 ・発達障がいのある人で、医療機関、療育機関等に歩行に介助者の特別な注意が必要と認められた人 ・診断書等により歩行困難が確認できる人 ・妊産婦(原則、妊娠7か月から産後1年半の間) (多胎妊娠は妊娠7か月から産後3年の間) ・高齢者(要支援1以上) <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>
<p>利用方法 申請先 など</p>	<p>【申請先】燕市社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256-77-8172</p> <p>【申請時に必要なもの】 以下より、ご自身の状況に合う書類をご提示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・母子手帳 ・介護保険被保険者証 ・医師の診断書 等 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;">   </div>



その他

駐車禁止除外指定車標章制度

内容	障がい者が運転または同乗している場合、駐車禁止除外指定車の標章を提示することにより、公安委員会が規制した駐車禁止の場所および時間制限駐車区間に駐車できます。					
活用場面						
<h3>対象者</h3>						
区分		障がいの等級、程度				
身体障害者手帳	視覚障害	1～4級				
	聴覚障害	2級、3級				
	平衡機能障害	3級				
	肢体不自由	上肢不自由	1級、2級の1、2級の2			
		下肢不自由	1級～4級			
		体幹不自由	1級～3級			
		運動機能障害(上肢機能)	1級、2級(一上肢のみの場合は対象外)			
		運動機能障害(移動機能)	1級～4級			
内部障害	免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級				
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸機能障害	1級、3級				
療育手帳		A				
精神障害者保健福祉手帳		1級				
利用方法 申請先 など	<p>【申請先】燕警察署交通課 ☎0256-94-0110</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 <p>※障がい者本人以外の方が申請する場合は本人との関係がわかる住民票(3か月以内に交付されたもの)が必要です。</p>					



その他

日常生活用具・補装具の支給

内容	日常生活や社会生活の向上を図るため、在宅障がい者の日常生活を容易にするための用具(日常生活用具)や障がいを補うための道具(補装具)を支給・給付します。				
活用場面	通学	通勤	通所	通院	余暇

対象者

障がいの種類		日常生活用具
視覚障害		電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、視覚障害者用体温計(音声式)、視覚障害者用体重計、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用時計、点字図書、地上デジタル放送ラジオ、ICタグレコーダー、音声式色彩判別装置
聴覚障害		聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工内耳用充電電池、人工内耳用充電器
平衡機能障害		頭部保護帽、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具
音声・言語機能障害		携帯用会話補助装置、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭
肢体不自由		特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状の杖、移動・移乗支援用具、特殊便器、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、住宅改修
内部障害	呼吸器機能障害	ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、酸素ボンベ運搬車、人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー(蓄電池を含む)、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)
	腎臓機能障害	透析液加温器
	膀胱・直腸機能障害	ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器
知的障害		特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、電磁調理器
難病患者等		特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、住宅改修
重度障がい者(児)等のみの世帯等		火災警報器、自動消火装置、ガス安全システム、電磁調理器

※障害者手帳の等級等により給付対象にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

障がいの種類	主な補装具
視覚障害	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳(人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る)
音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置(肢体不自由の手帳が必要)
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置
内部障害(心臓機能障害・呼吸器機能障害)	車椅子、電動車椅子

※対象の補装具により、障害者手帳の要件等が異なりますので、詳しくは窓口でご確認ください。

利用方法
申請先
など

【申請先】燕市社会福祉課 障がい福祉係
☎0256-77-8172

【申請時に必要なもの】

○日常生活用具

- ・指定医師の意見書(必要な場合のみ)
- ・見積書
- ・用具のカatalogやパンフレット、又はその写し
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード又は通知カード
- ・委任状と代理人の身元確認書類(本人以外が代理で申請する場合)

○補装具

- ・指定医師の意見書(一部省略可)
- ・委託契約事業者の見積書
- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・マイナンバーカード又は通知カード
- ・委任状と代理人の身元確認書類(本人以外が代理で申請する場合)

資料集

燕市内の相談支援事業所

障がいのある人の福祉に関する相談に応じ、社会資源の情報提供や助言を行います。

【相談支援事業所】

担当地区	障がい福祉サービス利用に関する 相談先(相談窓口)	障がい福祉サービス利用以外の 相談先(相談窓口)
燕地区 (旧燕市)	【相談支援センターアリス】 〒959-1281 燕市桜町5番地 TEL:0256-66-0017	【相談支援センターアリス】 〒959-1281 燕市桜町5番地 TEL:0256-66-0017
	【相談支援事業所はばたき】 〒959-1265 燕市道金1160番地 TEL:0256-64-7738	【相談支援事業所はばたき】 〒959-1265 燕市道金1160番地 TEL:0256-64-7738
	【つばめ療育館】 ※児童(18歳未満)のみ 〒959-1263 燕市大曲2448番地1 TEL:0256-47-4113	
吉田地区 (旧吉田町)	【相談支援事業所ひまわり】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-77-6001	【相談支援事業所ひまわり】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-77-6001
	【地域生活支援センターやすらぎ】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-94-7486	【地域生活支援センターやすらぎ】 〒959-0242 燕市吉田大保町25番15号 TEL:0256-94-7486
分水地区 (旧分水町)	【相談支援事業所つばくろ】 〒959-0111 燕市横田13604番地 つばくろの里内 TEL:0256-61-6060	【相談支援事業所つばくろ】 〒959-0111 燕市横田13604番地 つばくろの里内 TEL:0256-61-6060
	【つばめ療育館】 ※児童(18歳未満)のみ 〒959-1263 燕市大曲2448番地1 TEL:0256-47-4113	

【基幹相談支援センター】

事業所名	住所	連絡先
燕市障がい者 基幹相談支援センター (社会福祉課内)	燕市吉田西太田1934番地	0256-77 -8171

【身体障害者障害程度等級表】

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。)	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
	2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの			
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を越えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの(注2)	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの(注3)
		2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの			
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
4級	<p>1 一上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの</p> <p>3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの</p>	<p>1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの</p> <p>2 一下肢の足関節の機能の著しい障害</p>		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
	<p>1 一上肢の機能の軽度の障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>3 一上肢の手指の機能の軽度の障害</p> <p>4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害</p> <p>5 一上肢のなか指、くすり指及び指を欠くもの</p> <p>6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの</p>	<p>1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の機能の軽度の障害</p> <p>3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害</p> <p>4 一下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの</p>		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

- 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(注1) は第1種身体障害者、 は第2種身体障害者をさしています。

(注2) 両上肢の場合は、第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者をさしています。

(注3) 両下肢の場合は、第1種身体障害者、一上肢の場合は第2種身体障害者をさしています。

(資料2) 第1種知的障害者、第2種知的障害者の区分

▼ 第1種知的障害者…療育手帳Aの交付を受けている人

▼ 第2種知的障害者…療育手帳Bの交付を受けている人

※知的障害者とは、新潟県療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている人です。